

福島市火災予防条例及び福島市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市条例第 52 号

福島市火災予防条例及び福島市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(福島市火災予防条例の一部改正)

第1条 福島市火災予防条例（昭和48年条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第31条の2—第31条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第31条の2—第31条の7）」に改める。

第3章の3 林野火災の予防（第31条の8）」

第31条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第31条の8 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

第52条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

(福島市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 福島市火入れに関する条例（昭和59年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「写」を「写し」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第5条中「差し止め」を「差止め」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。